

守谷市スポーツ少年団本部に関する旅費支給規程

第1条 守谷市スポーツ少年団本部の業務執行上に必要な者の出張に対しては、この規則によって旅費を支給する。

第2条 前条の出張とはスポーツ少年団役員及びこれらの代理者の出張とする。

第3条 旅費は鉄道賃，船賃，車賃とする。

第4条 鉄道賃，船賃，車賃は下表の区分により実費を支給する。

| | | |
|--------|------|--------|
| 鉄道賃・船賃 | 車賃 | 高速道使用料 |
| 実費 | バス実費 | 実費 |

本規則は平成16年4月1日から適用する。